

# 石川県県営住宅等指定管理者募集要項

石川県土木部建築住宅課

令和4年8月

## [ 目 次 ]

1	対象施設の概要	1
2	施設管理の基本的な考え方	1
3	指定管理者の業務	1
4	指定管理者が行う管理の基準	1
5	指定の期間	2
6	応募資格	2
7	応募の方法	3
8	提案を求める事項	4
9	選定の方法	5
10	責任分担	6
11	公募説明会の開催及び質問事項の受付	6
12	無効又は失格	7
13	協定の締結	7
14	今後のスケジュール	8
	<別記様式 1～8>	9～22

## 石川県県営住宅等指定管理者募集要項

石川県県営住宅及び共同施設の指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

### 1 対象施設の概要

#### (1) 対象施設

管理対象は、次の各号に掲げる施設（以下本要項において「県営住宅等」という。）とします。

- ① 石川県県営住宅（改良住宅及び特別県営住宅を含む。）及びその附帯施設
- ② 公営住宅法に定められた前号の共同施設（集会所、児童遊園、自転車置場、駐車場等）

#### (2) 所在地

石川県内12市町

#### (3) 施設の規模

55団地 5,379戸（R5.4.1予定）  
（別紙「県営住宅等施設一覧」のとおり。）

### 2 施設管理の基本的な考え方

県営住宅等の管理の基本的な考え方は、別紙「石川県県営住宅等指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

### 3 指定管理者の業務

指定管理者は、県営住宅等を一括して管理し、以下の業務を行うこととします。業務の詳細は、仕様書を参照してください。

なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して他の者に再委託することはできませんが、保守点検等一部の業務については県の承認を得て、専門の事業者へ委託することができます。

- (1) 募集、入居、退去に関する業務
- (2) 家賃、敷金及び駐車場使用料の収納に関する業務
- (3) 入居者からの問合せ、相談に関する業務
- (4) 各種申請・届の受け付けに関する業務
- (5) 県営住宅等の維持管理・修繕及び保守点検に関する業務
- (6) 上記に付随する業務

### 4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (2) 入居者が快適に県営住宅等を利用できるよう、施設、設備の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した入居者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行

うこと。

- ① 地方自治法（第244条、第244条の2）
  - ② 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
  - ③ 石川県県営住宅条例及び同条例施行規則
  - ④ 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）  
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、石川県行政手続条例が適用されるので留意すること。
  - ⑤ 行政不服審査法、行政事件訴訟法  
指定管理者が使用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。
  - ⑥ 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）  
指定管理業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じること。
- (6) その他別紙「石川県県営住宅等指定管理者業務仕様書」のとおり。
- ※ 管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決の後、協定で定めます。

## 5 指定の期間（予定）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※ 指定の期間は県議会の議決事項になります。

※ 指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

## 6 応募資格

次の資格を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 石川県内に主たる事務所を置くものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者
  - ② 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
  - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当する者  
ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等している者
  - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ④ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者
- (7) 共同住宅（賃貸）の管理について、相当規模（500戸）以上の実績を有するものであること。
- (8) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表者を定めること。  
なお、この場合において、グループの代表者は、県内に主たる事務所を置くものでなければならないこと。
- (9) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。また、上記(7)の規定については、構成団体の管理実績の合計でも可とする。

## 7 応募の方法

### (1) 募集要項の配布

#### ① 配布期間

令和4年8月10日（水）から9月26日（月）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時まで

#### ② 配布場所

石川県土木部建築住宅課（石川県庁行政庁舎16階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 電話 076-225-1776

#### ③ インターネットによる配布

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/shisaku/siteikanri/index.html>

### (2) 申請書類

申請にあたっては、以下の書類（持参又は郵送の場合は、正本1部、副本2部（④⑤⑧は正本1部のみ提出）、電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部）を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④から⑪は構成団体のものをすべて提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

#### ① 指定管理者指定申請書（別記様式1）

#### ② 石川県県営住宅等指定管理者事業計画書（別記様式2）

（複数の事業計画書を提出することはできません。）

#### ③ 石川県県営住宅等管理業務の収支予算書（別記様式3）

#### ④ 定款、寄附行為又はこれらに類する規約

#### ⑤ 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類

#### ⑥ 貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去3事業年度分）

#### ⑦ 申請者の組織、事業内容等の概要を記載した団体概要書（別記様式4）

#### ⑧ 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類

- ⑨ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)
  - ⑩ 役員の氏名、住所、略歴を記載した役員名簿(別記様式5)
  - ⑪ 共同住宅(賃貸)管理実績(別記様式6)
  - ⑫ グループを構成して応募する場合は、グループ構成員表(別記様式7)
- (3) 申請書類の提出
- ① 提出期間  
令和4年8月10日(水)から10月7日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで
  - ② 提出場所  
7の(1)の②の配布場所に、持参又は書留郵便により郵送してください。  
※郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。  
また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。  
石川県土木部建築住宅課  
E-mail : kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp  
※メール1通あたり10MBまでファイルを添付することが可能です。それ以上のファイルを送信される場合、メールを複数通に分割していただくか、建築住宅課までお問い合わせください。なお、送信されたメールに対して建築住宅課から受信を確認した旨を返信しますので、その返信がない場合はお問い合わせください。また、FAXによる提出はできません。
  - ③ 提出部数(持参又は郵送の場合)  
正本1部、副本2部(副本は正本の複写可)
  - ④ 留意事項  
ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。  
イ 提出された申請書類は返却しません。  
ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。  
エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

## 8 提案を求める事項

以下について提案を求めます。提案は、指定管理者事業計画書(別記様式2)に記載してください。

### (1) 管理料の提案

次に掲げる金額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。

①管理料 357,578,000円(単年度)

※このうち、維持修繕費は、231,498,000円です。

維持修繕費は毎年度終了後に精算を行うことから、収支予算書の維持修繕費の欄は、231,498,000円と記載してください。

※計画修繕工事

計画的に実施する修繕について、県から指定管理者に対して工事を別途委託する場合があります。

※管理料は消費税及び地方消費税を含んだ額です。

※県が指定管理者に支払う管理料は、提案額を基準に予算の範囲内で、毎年度、県と指定管理者が協議して定めるものとします。

※なお、管理に係る費用が管理料を上回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

(2) 県営住宅等の管理にあたっての数値目標の提案

県営住宅等の管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は入居者の満足度や、窓口での受付時間など、数値により測ることができるものとしてください。

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしています。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する管理状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

## 9 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和4年10月（予定）に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が(3)の選定の基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行った上で、最も適切に施設等を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又はその代理人に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

なお、申請者の中に適切に管理できると認める団体がいなかった場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である土木部の部長を委員長とし、土木部の企画調整室長、建築住宅課長、中小企業診断士、学識経験者、福祉関係者で構成することとしています。

(3) 選定の基準

- ① 県民の平等な利用が確保されること。（10点）
  - ア 公営住宅制度についての理解が十分であること。
  - イ 入居者及び入居希望者に対して公平な取扱いができること。
- ② 最少の経費で施設の適切な維持管理を図ることができること。（30点）
  - ア 施設等の維持管理の手法が現在の管理水準を下回らないこと。
  - イ 緊急時等の対応・安全管理に問題がないこと。
  - ウ 個人情報保護対策が適切であること。
  - エ 入居者からの相談・苦情対応が適切であること。
- ③ 最少の経費で施設の効用を最大限に発揮できること。（20点）
  - ア 管理運営の実施方針が適切であること。
  - イ 管理料やコスト縮減の提案内容が妥当であること。
  - ウ 入居者サービスの向上に対する提言が適切であること。
- ④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。（35点）
  - ア 施設の管理や事業の実施に必要な人員が確保されていること。

- イ 職員の指導・研修体制が整備されていること。
  - ウ 類似施設の管理実績を有していること。
  - エ 申請者の経営状況が良好であること。
  - ⑤ 家賃等の具体的な滞納対策が示されていること。(5点)
    - ア 家賃等の滞納対策(収納率の向上等)の考え方が明確であること。
    - イ 実施計画において、具体的な数値目標が示されていること。
- (4) 選定結果の通知
- 選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

## 10 責任分担

指定管理者と石川県の責任分担は次のとおりです。

内 容		指定管理者	石川県
①施設の保守点検		○	
②施設の維持管理		○	
③施設の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
④入居者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑤施設の小規模修繕(性能・機能の回復程度のもの)		○	
⑥施設の大規模修繕(資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの)			○
⑦個々の業務の委託		○	
⑧施設の法的管理	施設の使用許可、取消し		○
	施設の目的外使用許可、取消し		○
⑨法令等の変更	施設の設定基準、管理基準に係るもの		○
	上記以外	○	
⑩物価の変動	物価上昇によるもの	○	
	運営に重大な影響を及ぼすもの	協議事項	
⑪税制度の変更	一般的な税制変更(消費税除く)	○	
	消費税の変更		○
⑫保険への加入	火災保険		○
	その他各種保険	○	
⑬災害時の対応	連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	指揮・指示		○
⑭包括的な管理責任			○

## 11 公募説明会の開催及び質問事項の受付

### (1) 公募説明会

応募者及び応募希望者を対象に説明会を次のとおり開催します。



① 日 時  
令和4年9月1日（木）午後1時30分から

② 会 場  
石川県庁行政庁舎16階 1612会議室

③ 出席者数  
1応募者につき3人まで（グループで申請する場合も同様）とします。

※当日は募集要項、仕様書など県のホームページに掲載の資料についての説明を行いますので、参加される方は事前に配布した関係書類をお持ちください。

(2) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和4年8月10日（水）から9月26日（月）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時まで

② 質問・回答方法

質問事項は、質問書（別記様式8）に記載し、7の(1)の②の配布場所に提出してください。電話などによる質問は受け付けません。

（電子メール又はFAXでも可。次ページ「お問い合わせ先」を参照。）

質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより行うとともに県ホームページに記載します。

ホームページアドレス：

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/shisaku/siteikanri/shitsumon.html>

12 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効にすることがあります。また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定及び指定を取り消すことがありますので、留意願います。

- (1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 選定に関する不当な要求をした場合
- (6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと思われられる状況となった場合
- (8) その他不正な行為があった場合

13 協定の締結

- (1) 指定の議決後、県営住宅等の管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと思われられる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せ

ず、指定を取り消すことがあります。

#### 14 今後のスケジュール

指定管理者による管理が始まるまでのスケジュールは次のとおりです。

令和4年	8月10日(水)～10月7日(金)	募集要項の配布
	8月10日(水)～9月26日(月)	質問事項の受付
	8月10日(水)～10月7日(金)	申請の受付
	9月1日(木)	公募説明会
	10月下旬	選定委員会の開催
	11月	指定管理者候補者の決定
	12月(12月議会)	指定管理者指定の議決
令和5年	3月まで	協定の締結 事務の引継ぎ
	4月1日(土)	中期経営目標の策定、公表 指定管理者による管理開始

※指定管理者指定の議決を得たときは、事務の引継ぎについて、県の指定する場所において担当者が相当期間研修するものとします。

お問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部建築住宅課 住宅管理グループ

TEL 076-225-1776

FAX 076-225-1779

E-mail kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp

別記様式 1

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申請者 主たる事務所の所在地  
団体の名称  
代表者氏名

県営住宅及び共同施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

( 添付書類 )

- 1 石川県県営住宅等指定管理者事業計画書 (別記様式 2)
- 2 石川県県営住宅等管理業務の収支予算書 (別記様式 3)
- 3 定款、寄附行為又はこれらに類する規約
- 4 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 5 貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表 (過去 3 事業年度分)
- 6 団体概要書 (別記様式 4)
- 7 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- 8 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- 9 役員等名簿 (別記様式 5)
- 10 共同住宅 (賃貸) 管理実績 (別記様式 6)
- 11 グループ構成員表 (別記様式 7)

団体名

1 県民の平等な利用の確保について

① 県営住宅等の管理運営についての基本方針

公営住宅制度の趣旨を踏まえ、県営住宅等の管理について基本的な考え方を示してください。

② 入居募集業務に関する具体的考え方

入居者募集業務に関する具体的な対応の考え方を示してください。

③ 入居者との関わりについて

県営住宅は高齢者、障害者世帯等、支援を要する世帯の入居割合が高いが、これらの世帯との関わり方について、姿勢と具体的な方法を示してください。

## 2 最少の経費による施設等の適切な維持管理について

### ①維持修繕業務に関する具体的考え方

維持修繕業務に関して、質を確保しつつ予算の範囲内で効率よく実施するための、具体的な対応及び工事施工管理体制についての考え方を示してください。

### ②工事執行に係る費用の算出根拠の妥当性について

維持修繕業務に係る単価の決定方法及び工事費の積算方法等について、具体的な考え方を示してください。

### ③再委託業務に関する具体的考え方

業務の一部について再委託を予定している場合、その業務内容、委託先の選定方法等の考え方を示してください。

④保守点検管理業務に関する具体的考え方

事故防止の観点から、適切な保守点検の方法及び工夫について、具体的に示してください。

⑤災害及び事故等の緊急時対応に関する具体的考え方

勤務時間外における緊急修繕や災害時及び事故等の対応について、体制等も含め具体的に示してください。

⑥個人情報保護対策について

個人情報の取扱いについてどのような取組みを行うのか、また、取扱規定の有無も含め示してください。

⑦入居者管理業務に関する具体的考え方

入居者からの相談・苦情処理等について、具体的な処理体制や対応の考え方を示してください。

3 最少の経費による施設効用の最大限の発揮について

①県営住宅等の適正な管理運営についての実施方針

効率的な県営住宅等の管理運営方針について、貴団体の持っているノウハウやメリットをどのように活かし、事業を展開していくのか示してください。

②コスト縮減の具体的な提案

管理業務に係る人件費、事務費縮減の考え方について示してください。

③ 管理人の配置について

主な団地に専任管理人を配置することとしていますが、効率的な運営方法又はこれに代わる方法について示してください。

また、各団地には入居者の中から棟管理人を配置することとしていますが、この棟管理人との連携又はこれに代わる方法についても示してください。

④ 入居者に対するサービスの向上について

入居者サービスに対する提言があれば、示してください。

4 管理を安定して行うための必要な人員、資産等について

① 管理運営体制の考え方

就業時間内を基本とした県営住宅等の維持管理業務について、県との連携を踏まえた管理運営体制の考え方及び組織図を示してください。

また、それぞれのポストごとに必要な人数と役職（経歴等を含む。）、雇用形態を示してください。



②事務所の設置について

指定管理者として管理業務を行う事務所の所在地、入居受け窓口、書類保管スペースを含めた執務室の配置、駐車スペース等について示してください。

③人材の育成のための基本方針

指定管理者として、適正な管理運営を行うため、県営住宅が果たすべき役割を十分理解した人材を育成するための方針を示してください。

5 家賃等の具体的な滞納対策について

①家賃等の滞納対策に関する具体的考え方

家賃等の滞納対策（収納率向上等）に関する具体的対応について、考え方を示してください。

②実施計画における具体的な数値目標

滞納整理にあたって、実施計画の具体的な数値目標を提案してください。

6 県営住宅等の管理にあたっての数値目標の提案

県営住宅等の管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。

7 その他

上記以外で、アピールしたい特記事項があれば、示してください。

※用紙サイズはA4縦長版とし、文字の大きさは12ポイント、記入欄が不足する場合は、適宜増やして記入してください。

別記様式 3

石川県県営住宅等管理業務の収支予算書

収 入

単位：千円

区 分	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
管 理 料（指定管理者受託料）					
合 計					

支 出

区 分		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
管理事務費	人件費 正社員、嘱 託、アルバ イト					
	専任管理人 報酬					
	棟管理人 報酬					
	駐車場管理 報酬					
	事務費 旅費、通信 費、印刷費、 消耗品等					
小 計						
施設管理費	保守管理費					
	維持修繕費					
小 計						
合 計						

別記様式 4

団 体 概 要 書

名 称				
事務所の所在地				
代表者氏名				
従業者数				
沿 革				
主な業務内容				
連絡先	氏 名		電 話	
	部署・職名		F A X	
	E-mailアドレス			

別記様式 5

役員等名簿

作成担当者 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(令和 年 月 日現在の役員等)

氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	役職	住 所
		年号	年	月	日			

本様式を暴力団員等ではないことの確認のために使用することについて、異議はありません。

令和 年 月 日

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称及び代表者名 \_\_\_\_\_

【記入上の注意事項】

- 1 法人にあっては役員並びにその支店及び事業所の代表者を、その他の団体にあっては代表者及び役員を記入してください。ただし、「支店及び事業所の代表者」については、石川県との協定締結の権限を有する者が対象です。
- 2 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
- 3 年号、性別は次のように記入してください。  
年号…明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H 性別…男：M 女：F
- 4 欄が不足する場合は、複数枚提出してください。
- 5 グループで申請する場合は、構成団体ごとに提出してください。
- 6 この役員等名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。



別記様式 7

グループ構成員表

1 グループ名

2 構成員等

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地  
団体の名称  
代表者の氏名

(構成員) 主たる事務所の所在地  
団体の名称  
代表者の氏名

(構成員) 主たる事務所の所在地  
団体の名称  
代表者の氏名

(構成員) 主たる事務所の所在地  
団体の名称  
代表者の氏名

(構成員) 主たる事務所の所在地  
団体の名称  
代表者の氏名

質 問 書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申請者	名 称	
	担当者名	
	メールアドレス	
	電話・FAX	/

石川県県営住宅の指定管理者指定申請に際して、次のとおり質問します。

(記載例) 要項〇-( ) 質問事項 〇〇〇〇について .....。
(質問欄)
(回答欄)

提出先 FAX 076-225-1779  
E-mail kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp